

(様式2)

鳥取県営ライフル射撃場の管理業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃スポーツは「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制されるスポーツであり、第一義的にライフル射撃スポーツの知識を有する団体、個人によって管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理者を希望するものである。

(2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を取ることにしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これを実施できるのは射撃場以外に無いことから、申し出を受けたら射撃指導員の指導のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主たるものは会員の会費と使用料であることから、青少年を中心とした新規選手の発掘と育成を通じ会員の確保と増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費節減を図る。

(3) 他の施設管理の実績

無し

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃スポーツを希望する者に対して、知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

自動販売機等の設置については、利用人数が限られることから利益創出の目処が立たないため、設置予定なし

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については、役員のところできりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対処する。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、会員による年数回の射場整備や必要に応じて都度草刈りを行うなど、清掃と害虫駆除などをして環境を整備する。

(2) 外部委託の考え方

射撃スポーツという特殊性から、射撃場の管理を外部委託するということは考慮していない。ただ、管理棟の警備については警備会社による機械警備を今後とも継続していきたい。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時から午後8時まで

(2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする。

区 分	利用方法・時間	金 額
スモールボア・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	2,800円
	一般利用 1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	1,390円
	一般利用 1人1時間につき	70円

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

利用料の減免については、次に定めるところによる。

- ① 障がい者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

- ② 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日の6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

③ 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

④ 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

⑤ 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）

減免率 10 / 10

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているので、これを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

(2) 緊急時の体制・対応

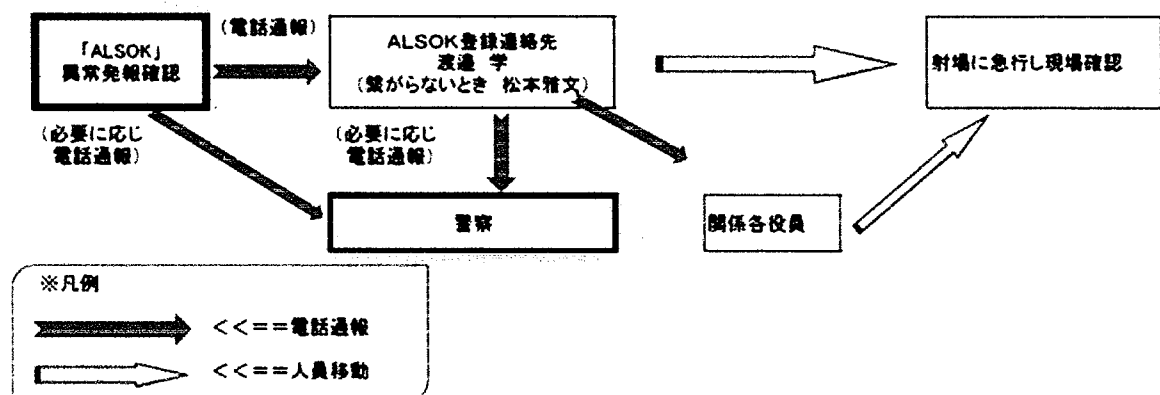
緊急時連絡網を作成し、これに基づき役員、会員への連絡を行い、集合の上対応する。

具体的な確認方法については次のとおり。

① 無人の場合

総合警備保障株式会社（ALSOK）による機械警備を実施し、異常時には射場管理担当役員に電話連絡するとともに、必要に応じて警察へ通報する。

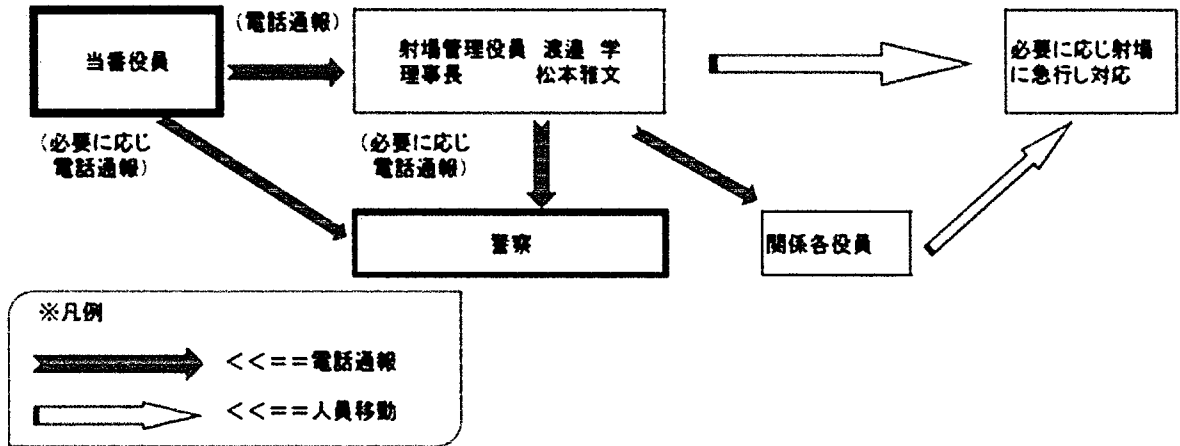
連絡体制図



② 有人の場合

当番役員から射場管理役員に連絡し、対応策を検討する。

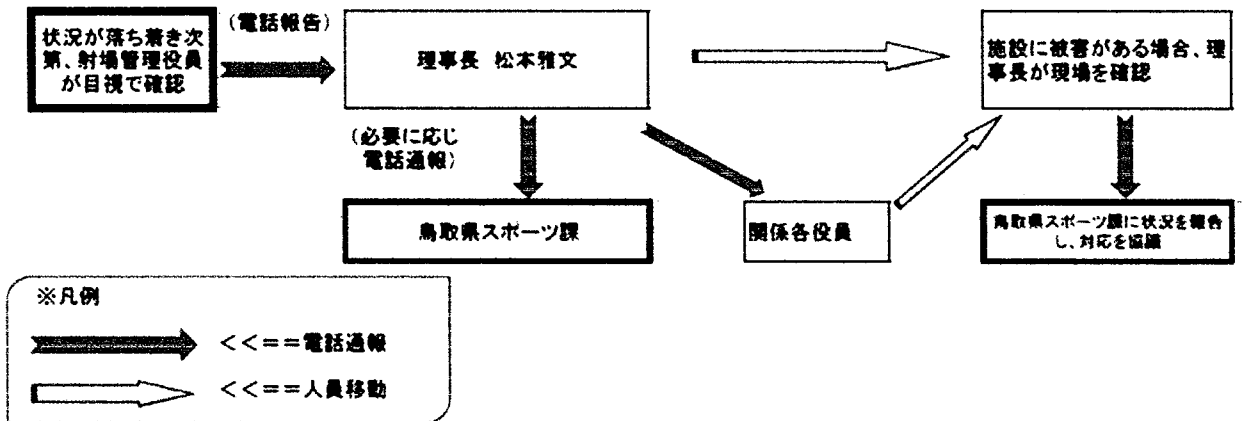
対応フロー図



③ 災害時の場合

地震・台風等災害発生後、射場管理役員が射場の状態を目視で確認する。

対応フロー図



(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情等があった場合は、理事長に情報を提供し役員会に諮るなどの方法で適切に対処する。

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。指導員等で受け付けた一般利用者の個人情報は、鍵付きのロッカー引き出し等に一時保管し、月に1～2回程度射場管理役員が回収して事務局長に引き渡し、事務局長のもとで保管管理を行う。保管期間後、焼却処分して、原則として公開しない。

(2) 情報の公開への対応

県の条例の主旨を踏まえて必要な整備を行う。管理面、経理面での照会については、書面による請求に対して事務局長において書面で回答する。

7 スポーツの普及振興

(1) ライフル射撃の普及振興の考え方

ライフル射撃は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制され、誰もが簡単に競技に触れないという特殊性を持つスポーツである。

このため、ジュニアの育成については、規制のないビームライフルを使用し、射撃を体験並び基礎練習出来る場を提供して、競技への接点を作り、普及と競技者の育成をはかる。

(2) ライフル銃所持に係る射撃教習及び狩猟用空気銃所持者に対する指導

当協会射撃指導員（鳥取県公安委員会指定員5名）による射撃教習の実施及び指導

(3) ライフル射撃スポーツの普及振興に係る事業

1. 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
2. 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

8 障がい者に優しい施設

(1) 障がい者が利用しやすい施設とするための取組

当協会副会長の長谷川は、特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟の会長（令和5年7月現在）を務めており、障がい者の射撃競技に精通しており射撃競技の体験を希望する障がい者への対応は十分可能である。

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

現在、鳥取県内では射撃競技を行っている者は居ない。今後については障がい者を対象とした体験会の開催についても計画し、競技人口の増加を図る。

9 組織及び職員の配置等

- (1) 管理運営の組織
別紙のとおり

(2) 職員の職種等

特定の雇用者は配置せず、協会役員を交代で土日の午前9時から午後3時の間射場に配置する。
火曜日～金曜日については、原則事前予約制とし、予約があった場合に当番役員を派遣し管理する。

職種 (職名)	雇用関係	月勤務日 数	従事する業務 内容	資格等	現在の施設職員の継 続雇用の可否	人件費 (千円)
射場当番	無し	2ヶ月1度 程度	射場の管理	協会役員	該当無し	0

(※現在の施設職員の継続雇用について、応募者が提案を行う際の参考とするため、現在の施設管理に係る組織図と職員の職種・資格等を資料として添付すること。)

- (3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針 (※公募の場合)
該当無し

(4) 日常の職員配置

射場当番 午前9時～午後3時頃まで配置し、受付、射場清掃などを行う。

(5) 人材育成

銃砲刀剣類所持等取締法や射撃競技に関する競技ルールの理解を深めさせ、安全に施設が利用できることを維持する。

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用に関する計画は特になし

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況
特になし

11 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

射撃場管理棟について、警備会社に管理委託予定。工事の発注予定無し。

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

特になし

12 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認定を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認定を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001、TEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)

ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。

認証登録されていない。

その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。(登録証等の写しを添付すること。)

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認証を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。

(4) 家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか

家庭教育推進協力企業の協定を締結している。(認定証の写しを添付すること。)

家庭教育推進協力企業の協定を締結していない。

(5) あいサポート運動に係る取り組み

(注) あいサポート企業等

: あいサポート運動実施要綱(平成23年4月1日第201100000830号)により
認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)

※認定手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。

あいサポート企業等に認定されていない。

その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

※鳥取県内に事業所を有しない者で、認証を取得する予定である者は、指定管理期間開始までに、認証を取得する旨を記載した誓約書を提出すること。